

平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

平成 30 年 3 月 23 日(金曜日)

開 会 14 時 00 分 ～ 閉 会 16 時 22 分

議事日程

開会 平成30年 3 月 23 日 (金) 15時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 3 議案第 2 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する
条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8 号 阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例

- 日程第10 議案第 9 号 阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 阿武町包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第16 議案第15号 平成29年度阿武町一般会計補正予算(第5回)
- 日程第17 議案第16号 平成29年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第18 議案第17号 平成29年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第19 議案第18号 平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第20 議案第19号 平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第21 議案第20号 平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)

- 日程第 22 議案第 21 号 平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 30 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	中 野 祥 太 郎
2 番	伊 藤 敬 久
3 番	市 原 旭
4 番	池 田 倫 拓
5 番	小 田 高 正
6 番	欠席
7 番	清 水 教 昭
8 番	末 若 憲 二

欠席議員 6 番 田 中 敏 雄 （インフルエンザのため欠席）

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 15時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、平成30年第1回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦勞様です。本日の出席議員は、インフルエンザのため欠席届のありました、6番、田中敏雄君以外の7人です。よって本会議は、成立します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番 池田倫拓君、5番 小田高正君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第15 議案第14号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第15、議案第14号までの14件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案14件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、3月16日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第14号の14件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告致します。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、の審議に入りました。特に、質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 2 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の審議に入りました。報酬額の範囲が大幅に増加しているが、金額の根拠、業務評価、また町長が別に定めるとの事について、の質疑がありました。

これに対し、基準報酬に変わりはありません。実績に応じて上乘せされ、最大であれば、標記の金額になります。評価は、町が日誌をもとに県に報告し、認められると支払われます。原資は国の交付金 100 パーセントです。

町長が別に定めるとは、県に申請をする時、まずは町長が認める必要があるという事でした。との答弁がありました。

議案第 3 号、阿武町税条例の一部を改正する条例の審議に入りました。質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

議案第 4 号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入りました。住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金の上げ幅が、1.5 倍になっている根拠と、使えない空き家は売るに売れないが、補助などができないか。の質疑がありました。

これに対し、県内の他市などの先行事例により策定し、インパクトのある内容にした。この制度は I ターン者にとっては奨励金などと合わせると、分譲宅地の購入費程度となるようにしている。販売価格は地価が下がることになるので、下げないように配慮する。他の市町に追従して、上げ続けることはない。当面はこの金額で行う。

また、使えない空き家は、法律では代執行もできるようになっているが、なかなかそれを行う自治体も少ない。解体して売っても、購入して解体しても合わないのでは、売るに売れない状況と思う。今後の検討課題としたい。との答弁がありました。

議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する審議に入りました。条例質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

議案第 6 号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。移住体験滞在施設の家賃を 2 万円とした設定の経緯についての質疑がありました。

これに対し、下東郷住宅側の家賃が 2 万円で、公営住宅の方も 2 万円の所があります。利用しやすい家賃という事でこれに合わせました。また、4 分の 1 ワークスを進める中で、滞在者の利用を 3 名程度と考えています。との答弁がありました。

次に、議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 8 号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第 9 号、阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。県が運営をする中で、阿武町の関りと、立ち位置はどのようになるのか。の質疑がありました。

これに対し、国保の財政の責任負担が県で、また県がそれぞれの市町に対し納付金として精算し、それを県全体で把握し、そのうえで各市町には、これぐらい納付をお願いしますという形で金額が示されます。

この納付額によって、町の方で国保税を算出して、被保険者の皆様方から納めて頂きます。その徴収した金額を県の方に納めます。

主務的なことを全市町がそれに携わることはないが、付随的な形で管理のメンバーに選出されることはある。との答弁がありました。

議案第 11 号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例、議

案第 12 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第 13 号、阿武町包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 14 号、阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 14 号の 14 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただの今委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第 1 号から議案第 14 号までを一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は、議案 14 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決は、1 議案ごとお諮りします。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町税条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 8 号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 9 号、阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 11 号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 12 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 13 号、阿武町包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 14 号、阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号から日程第 23 議案第 22 号まで

○議長 日程第 16、議案第 15 号から日程第 23、議案第 22 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 15 号から議案第 22 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告致します。

議案第 15 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 5 回)の審議に入りました。まず、歳出の方から審議を致しました。

2 款、総務費、基金積立金のふるさと振興基金積立金について。平成 29 年度の実績と、こういうものに使って欲しいと指名されたものがありますか。また、今後どのように使うのか、その計画はありますか。そして、阿武町の返礼品目数はどれぐらいあり、寄付をされた方へのお礼状は出していますか。の質疑がありました。

これに対し、平成 29 年度は 1 月から 12 月までで、1,354 万 1,008 円でした。指定して欲しい項目は 4 つあります。1 つは、ふるさとの自然、景観の保全活動、例えば鳴き砂復活事業、蛍の再生、2 つは、公民館、保育園、小中学校の図書購入、例えば絵本や図鑑。3 つは、伝統文化の保存、継承、例えば神楽舞や太鼓などの備品購入。4 つは、集落彩生事業補助金、例えば集落の活動費 5 つは、その他で、例えば前述以外のふるさと振興事業、しかし、一任という方がほとんどでした。過去の使用実績では、平成 26 年にふるさと昔話の改訂

製本で 300 万円の一部に使用しました。平成 30 年度計画では、福賀神楽舞が復活しましたが、後ろの幕が老朽化したので 100 万円を計上しています。

返礼品は 30 品目ぐらいあります。お礼状は関係人口を増やしていく、つながりを大切にしていく上で大切であり、こちらの思いが伝わるように、取り組んでいきます。との答弁がありました。

2 款、総務費、企画振興費の阿武町未来を担う人材育成事業負担金について。派遣先の考慮を含めて、今までの経緯をお聞きします。の質疑がありました。

これに対し、これについては平成 27 年度から実施しています。海外と人材交流がある周防大島町から、このプログラムの声がかかり、和木町と周防大島町、阿武町の 3 町が賛同する中で、実施してきた経緯があります。

平成 27 年度は 6 人から手が挙がり、全員派遣を致しました。平成 28 年度は 5 人という事で行いました。平成 29 年度は 0 人で、応募がありませんでした。これは対象者が、夏休みもクラブ活動で時間がなかなか取れない。また派遣先のことも考慮された結果と考えます。平成 30 年度もグローバルな人材を育てていきたいという事で進めていきます。との答弁がありました。

以上、歳出の方は原案のとおり、可決することに決しました。続いて、歳入の審議に入りました。

歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、可決することに決しました。ほかに、質疑もなく議案第 15 号は原案のとり、可決することに決しました。

議案第 16 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)、議案第 17 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 18 号、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 回)の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

議案第 19 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)の審議に入りました。

現時点の要支援 1 から要介護 5 までの人数と、在宅介護をされておられる方の人数を聞かせて下さい。の質疑がありました。

これに対し、要支援 1 から要介護 5 までの人数は次の様になっています。

要支援 1、51 人、要支援 2、31 人、要介護 1、80 人、要介護 2、70 人、要介護 3、41 人、要介護 4、48 人、要介護 5、36 人、計 357 人。なお、在宅介護者は 37 人でした。との答弁がありました。

次に、議案第 20 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 21 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)、議案第 22 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 15 号から議案第 22 号の 8 件について、審議の内容と結果の、報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第 15 号から議案第 22 号までの 8 件について、一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。討論は、議案 8 件について、一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、「挙手」により一括して行います。

○議長 お諮りします。議案第 15 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 5 回)から議案第 22 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)までの 8 件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 15 号から議案第 22 号までの 8 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○日程第 24 議案第 23 号から日程第 31 議案第 30 号まで

○議長 日程第 24、議案第 23 号から日程第 31、議案第 30 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 23 号から議案第 30 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告致します。

議案第 23 号、平成 30 年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。まず、歳出の方から審議を致しました。

2 款、総務費、防犯外灯新設等工事について。防犯灯の具体的な設置個所と、LED 化、発光ダイオードの取り組みについてお聞かせください。また、自治体の方で、LED にすると電気代が上がるので、太陽光発電タイプの防犯灯を斡旋、用意はされませんか。の質疑がありました。

これに対し、5 器の設置を想定し見込みの費用計上をしています。自治体の管理で 316 器の内 243 器が LED で、LED 化率は 77 パーセントです。町の管理は 118 器で 40 器が LED で、LED 化率は 34 パーセントの状況です。また、改

造改良型の照明器具はあるかもしれませんが、今後の検討課題にいたします。
との答弁がありました。

2 款、総務費、ドライブレコーダーについて。これはどのような観点から、設置するようになったのでしょうか。の質疑がありました。

これに対し、公用車であるので、万が一に事故が発生をしても映像証拠を残すことで、正確な事実確認ができます。器材を車の前後に設置して、あおり運転の事故を未然に防ぐ事につなげ、また職員の安全運転にもつながります。車は 45 台ありますが、作業車を除き、一般車両に設置します。との答弁がありました。

2 款、総務費、地域おこし協力隊報酬について。ドラフト会議からの人材なのか、また新しい事業があつての雇用なのかをお聞かせください。また、ドラフト会議からの人材の事業展開について、どのように考えておられますか。の質疑がありました。

これに対し、昨年の全国ドラフト会議からの 3 人を含み、公募を行います。能力はスキルよりもコミュニケーション能力を重視します。人材は阿武町版総合戦略を推進する若い U・I ターン者や、起業を推進していく為の受け皿造りをサポートしてくれる人、町づくりに向けた実践者を求めています。事業展開は、道の駅・林業・無角和牛とかの、地域資源の活用と産業づくりを、協力隊に求めていきます。との答弁がありました。

2 款、総務費、防災行政無線屋外拡張装置増設工事について。防災無線が聞こえないので設置して欲しいと要望があるが、予算計上をしないと出来ないと伺っていました。しかし、継続的に実施していくとの事ですが、どことどこをどのようにされていきますか、の質疑がありました。

これに対し、防災無線の屋外スピーカーを、阿武町住民に全て聞こえるようにするには、何十基と必要になります。それは物理的にも経済的にも無理です。

1,000年単位の可能性でくる、3.5メートルの高さの日本海津波が来る所には必要になります。そうした時に網を繕ったり、そこで海の仕事をされたりする方がおられたら、まずはその人達に避難をして頂くことが大切になります。

土・筒尾・宇久・尾無・惣郷川尻の 5ヶ所が喫緊の課題です。との答弁がありました。

2 款、総務費、阿武町版総合戦略推進事業委託料について。ライフスタイルサミットでの参加者をみますと、町外の方が多かったと思います。阿武町の地元の皆さん方がもっともっと関心をもって頂いて、仲間の渦に引き込まれていくような展開をされたら良いと考えます。阿武町暮らし支援センターができますので、地元の何かと関わっていかれると良いと思います。の質疑がありました。

これに対し、阿武町版総合戦略を推進していく上で、一番大きなことは活動人口・関係人口を増やしていくことが重要です。皆様方のお力を貸して頂き、人口は少なくなってきましたが、よりよい町をつくって参ります。選ばれる町をつくっていく過程で、町外の方からの支援も、開けた阿武町らしさだと、思っています。との答弁がありました。

3 款、民生費、福祉タクシー助成金について。この福祉タクシーを 3 地区ごとに利用者の人数と金額を教えてください。また、福賀で利用が無いのは、どうゆう理由ですか。の質疑がありました。

これに対し、平成29年度で福祉タクシーのチケットをお渡ししている方々は、奈古地区158人、1,697枚、1,069,110円、宇田郷地区20人、148枚、93,240円、福賀地区0人、0枚、0円、合計1,162,350円

利用条件では初乗り運賃の助成となっており、町内に事業所がある業者とし、但し人工透析をされる方については、萩市内の業者タクシーも利用が可能です。従って、奈古地区外の方は奈古に出てきてから利用して頂くことになるという

理由による。との答弁がありました。

10 款、教育費、萩市立図書館図書貸出協力金について。統一の算定基準によって出されたものなのか、また萩市が独自で算出できるものがあるのか、お聞きします。の質疑がありました。

これに対し、平成 28 年度の実績に基づいて、人件費を含む萩市図書館の運営費をベースとして、阿武町民への図書の貸し出し率を乗じたもので、双方協議により決定されたものです。直近の萩市の運営費を算定し、基準額はおよそ 1 億 6,000 万円です。これに乗ずる阿武町民への貸し出し率は、3.19 パーセントです。年間、萩図書館で全て貸し出された全冊数を分母として、阿武町民が借りた冊数を分子に算定しています。との答弁がありました。

10 款、教育費、教育用コンピューター使用料につて。子供達も新しい教材に慣れることが大切ですが、学校ではどのようなコンピューター教育をしていますか。の質疑がありました。

これに対し、基礎的な使い方と、授業の中で使うようなプログラムにしています。小中学校の全ての教科において、ライブラリーという教材が入っています。その教科の使い方について、指導をしています。学校でインターネットを利用する時は、注意をする窓口に、フィルタリングをしています。との答弁がありました。

10 款、教育費、文化ホール照明操作卓取替工事について。単に故障して交換するのか、定期的に変える物なのか、耐久年数が来たから行うのか、説明をお願いします。の質疑がありました。

これに対し、文化ホールの客席うしろの上にある調整室の中にあるものです。舞台の照明を自由に調光させることができる、コンピューターのようなものです。数年前から不具合がありましたが、昨年末のイベント中に突然操作ができなくなり、修理不能な状態になりました。計上金額は、これまでの能力と同様

なものです。今後は必要な機能を絞り込んで入札等もかけたいと考えています。との答弁がありました。以上、歳出の方は原案のとおり、可決することに決しました。

続いて、歳入の審議に入りました歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、可決することに決しました。ほかに、質疑もなく議案第 23 号は原案のとおり、可決することに決しました。

議案第 24 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算、議案第 25 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算、議案第 26 号、平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 27 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

議案第 28 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。

1 款、総務費、老朽管更新工事について。老朽管取り換え工事は、年次計画の中でどのようにされていく予定ですか。の質疑がありました。

これに対し現在、約 2,180 メートルの老朽管がありますが、これを随時やっけていく予定です。また、直していく段階で、新たに発生をしたところも、都度実施いく予定です。との答弁がありました。

議案第 29 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 30 号、平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 23 号から議案第 30 号の 8 件について、審議の内容と結果の、報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案

第 23 号から議案第 31 号までの 8 件について、一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、これより討論に入ります。討論は、議案 8 件について、一括して行います。討論はありますか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は“挙手”により、1 議案ごとお諮りします。

○議長 まず、議案第 23 号、平成 30 年度阿武町一般会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 24 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 25 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 25 号は委員長報告

のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 26 号、平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 27 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 28 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。(多数))

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 29 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 30 号、平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで、全員協議会のため、暫時休憩をします。資料を持って、委員会室へ移動をお願いします。3 時から開会したいと思いますので、よろしくお願いします。

休 憩 14 時 51 分

(この間、全員協議会)

再 開 16 時 15 分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 それでは、閉会にあたりまして、お礼の挨拶をさせていただきます。今月 2 日から本日まで 22 日間の議会、私にとりまして初めての当初予算の議会ということになりました。30 議案それぞれ慎重ご審議の上、すべて原案どおりご議決頂いたことを、まずもってお礼を申し上げたいというふうに思っております。

実は、今日午前中に萩の至誠館大学で卒業式がございまして、私も呼ばれて参ったわけでございますけれども、本当に若々しい男女が最近はまだ、女性も晴れ着を着て出られる方が多くて、本当に清々しく、或いは凛々しい姿を見て本当に、ある意味羨ましい、羨望の気持ちまで湧くような気持ちでございました。

阿武町におきましては、既に保育園、小学校、中学校そして、奈古高校の最後の卒業式も終わったわけでありまして、それぞれ大学まで入れてそれぞれの

卒業式を、私もそれぞれに参加させて頂いたところであります。真に、次代を担う子どもたちが羽ばたく、巣立っていく瞬間でありました。そうしたことを思うにつけて、やはり今、日本の国、世界の情勢もいろんな形で戦争等も一向に収まりませんし、内戦、戦争、或いは経済的なもの、そして国内におきましてもいろいろな諸問題を抱えておりますけども、やはり私は、やっぱりこれはですね、人の心というものが何か荒んできたのではないかなという思いをしたところであります。私は、いつも申し上げておるこの「打てば響く」のバッチをつけておりますけども、一つは即対応即実行という意味での打てば響く、レスポンスをよくするという意味の打てば響く、もう一つの意味がありまして、打てば響くというのは心に打てば心として響く、ハート、こういうことをやっぱり大事にしていくことが大事であるというふうに思います。吉田松陰先生は、至誠通天という言葉が言われました。志があれば、天を通すというふうな事があります。私は、こういったことが一番大事であるというふうに思っておるところでございます。

そうした中で、今回いろんな形で私も当初予算として初めて、昨年度は途中の補正で実施した公約の事もありますけども、この度は高齢者のインフルエンザのことであったり、先ほどもありました土地改良事業の補助率の嵩上げであったり、拡充であったり、そういったことも今回予算にさせて頂いたところがありますが、やはり一つ一つ地道に物事を進めて行かなきゃならないというふうに思っておるところであります。そして何よりもやはり、開かれた町、選ばれる町づくりのために今からもそれぞれに努力をして行かなければならないし、またそれを形にするためには、予算等もまた、適切な予算措置もしていかなきゃならないというふうに思っておるところであります。皆様方 8 人の議員の方々におかれましては、一つその辺のことを十分にご理解いただいた中でご協力をいただいておりますというふうに思っておりますが、今後ともまたご協力を

願いたいし、またそれぞれの立場でそれぞれの地域で、またご活躍をしていただく事も大事であるというふうに思っておるところであります。何はともあれ、この度の議会、本当に長期間の議会でございましたけど慎重審議頂きまして、誠にありがとうございました。また、今後とも議会活動を通じて町政発展のためにご尽力いただく事をお願い申し上げまして、私からのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 閉会に当たり、私の方からも一言、挨拶を申し上げます。3月2日から始まりました平成30年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日を以て閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

今、国政においては、森友学園問題で財務省に於いての決裁文書の改ざん問題で国会が空転していますが、早く結論を出し国民のための重要法案の審議を進めて欲しいところです。

その国会より、一足早く阿武町の予算が先ほど成立しましたが、認定されました平成30年度一般会計予算並びに7つの特別会計予算、総額43億7,340万6,000円によって、これから1年間阿武町のまちづくりを進めていくわけですが、各計画に基づきそれぞれの施策が図られることと思いますが、特に住民サービスに於いては、今まで「いつでも・どこでも・だれにでも」といったコンビニ型から、「いまだけ・ここだけ・あなただけ」の道の駅型に変わらなければならないと思います。執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思います。我々議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたいと思います。

単独町政を選択いたしまして平成30年度は15年目に入ります。厳しい財政状況は続くと思われませんが、その中で地方創生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町 阿武町」を次の

世代に繋ぐためにも、しっかりと町づくりをしなくては、と思うところです。議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、平成30年第 1 回阿武町議会定例会の閉会の挨拶とします。

○議長 以上で、3月2日から本日までの22日間の全日程を終了しました。これにて、平成30年第 1 回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 16時22分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 小 田 高 正